



平成 29 年 3 月 1 日

各 位

会 社 名 日 本 ア ジ ア グ ル ー プ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 山 下 哲 生
(コード番号 3751 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 渡 邊 和 伸
TEL (03) 4476-8000 (代表)

当社子会社に対する勧告について

平成 29 年 2 月 28 日、証券取引等監視委員会は、当社の子会社である日本アジア・アセット・マネジメント株式会社（以下「J A A M」といいます。）に対する検査結果に基づき、金商法第 51 条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるとき」に該当するものとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し J A A M に行政処分を行うよう勧告を行いました。

当社は、この度の子会社の J A A M が行政処分を受けることとなった事態を厳粛に受け止め、証券取引等監視委員会の検査結果、金融庁の行政処分を踏まえて、徹底した再発防止に取り組み、信頼の回復に努めて参る所存です。

当社の株主の皆様および関係者の方々ならびに J A A M とお取引を頂いておりますお客様に多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上